

第一章 基本的事項

1 趣旨

私たちには、市域における環境を保全し、将来世代へ引き継いでいく責任があります。地域環境を保全していくためには、行政のみならず、市民、事業者、民間団体といった市域で活動するすべての主体が、各々で取り組むことができる活動を積み重ね継続していく必要があります。

市は、市域における**最大の事業者**であり、かつ**最大の消費者**の一つでもあります。市は、模範を示すべき立場にあることに加え、**エネルギーを多量消費する一事業者**としても、環境への負荷の少ない事業活動を実現していかなければなりません。**市自らが率先して行動**することは、環境保全のための取組を、市民、事業者、民間団体等を含めた市域全体のものとしていくための第一歩といえます。

このような趣旨のもと、市が実施する**公共工事**における**環境配慮**を定めた「**川越市環境にやさしい率先実行計画(公共事業における環境配慮編)**」を平成11年5月に策定しました。策定後約10年を経過し、配慮すべき項目等にも新たな視点を加える必要が生じてきたため、同計画を見直し、ここに「**公共工事における環境配慮指針**」を策定するものです。

2 対象範囲

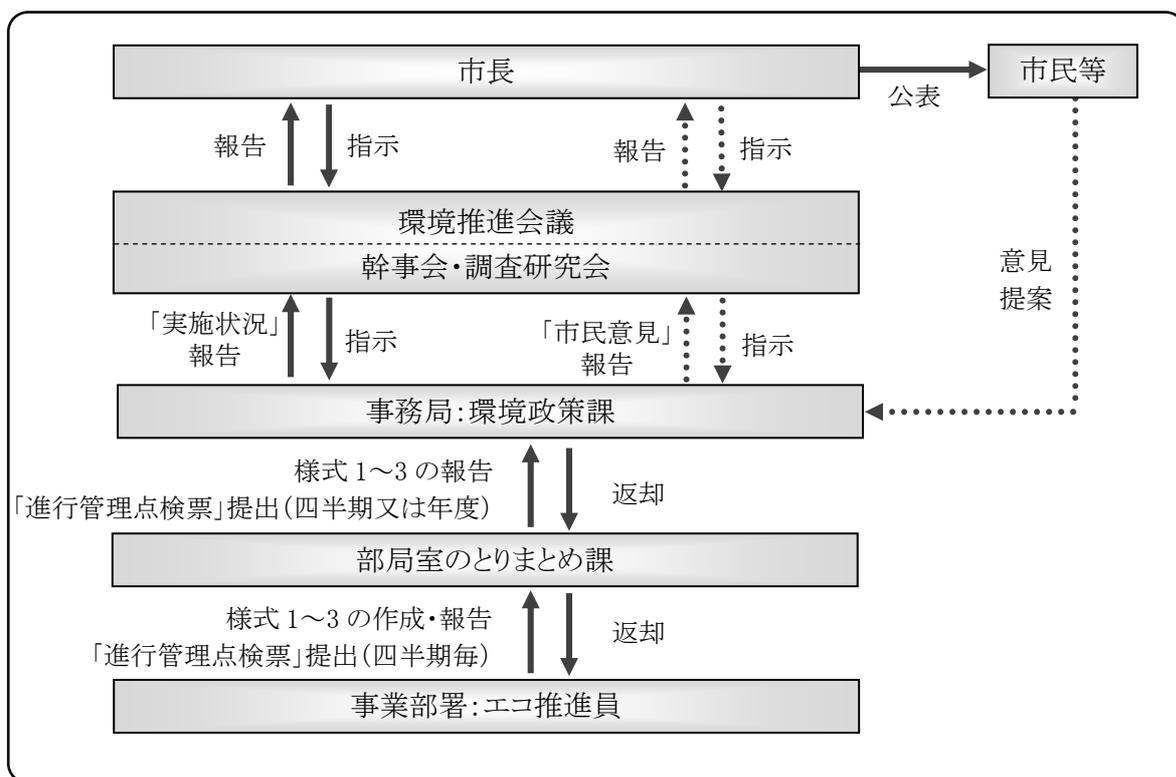
市が実施する**公共工事**を対象とします。

3 位置付け

本指針は、「第二次川越市環境基本計画」に基づく、市が実施する**公共工事**における**環境への負荷を低減**するための「**具体的な行動指針**」です。

4 推進体制

本指針は、川越市環境マネジメントシステムの中で実施します。なお、川越市環境マネジメントシステムの適用範囲は、本市が実施する事業のすべてを含みます。



一年度における流れ

- ①各事業部署の**エコ推進員**は、公共工事における環境配慮計画書(様式1)を作成し、チェックシート(様式2、3)の目標欄に記入して、部長に報告し、環境政策課に書類を提出します。
- ②**環境政策課**は、様式1から「**進行管理点検票**」を作成します。
- ③各事業部署の**EMS推進員**は**四半期毎**に実施状況を確認し、「**進行管理点検票**」に記入して、部長へ報告します。
- ④**環境政策課**は、1年に一度**実施状況をとりまとめ**、**環境推進会議(幹事会・調査研究会を含む)**へ報告します。
- ⑤**環境推進会議(幹事会・調査研究会を含む)**は、**実施状況を評価・検討**し、検討内容を**市長**へ報告します。
- ⑥**市長**は、実施報告書、ホームページなどにより実施状況を**市民等**へ公表します。
- ⑦**環境政策課**は、市民等から寄せられた**意見をとりまとめ**、**環境推進会議**を経て、**市長**へ報告します。
- ⑧**市長**は、必要に応じて**見直し**を行い、**指示**を出します。

5 進行管理

本指針の進行管理は、川越市環境マネジメントシステムに基づくPDCAサイクルにより推進をはかります。

